



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.7.9 No. 3248

団結権の否定

組合費徴収妨害をやめろ

法も常識も踏み破る土岐

この間、千葉運転区を中心として各職場で、JR当局による組合費徴収にたいする、きわめて悪質な妨害行為が繰り返されている。

これはまさに、労働者の団結権そのものを否定する暴挙にほかならない。職場や組合事務所での組合費を集めること、組合員が役員のところへ組合費を払いにくることは、労働組合として、あまりに

当然の行為であり、組合運営の基礎をなすものだ。これを多数の管理者が、よってたかつて妨害するなど、日本中どこをさがしても見たことも聞いたこともない話である。土岐千葉運転区長をはじめとしたJR当局は、動労千葉にくしの思いのあまり、憲法も労働組合法をも否定しざるに至ったのだ。

「あんたたちがいると暗くなる。お前たちには堪えきれない。命令ももったいない!」

この間千葉運転区では、三月の組合費徴収にたいして、5名の処分が出された。(さすがに組合費を集めていたから)との処分理由はなりたたないと考えたのか、組合費徴収妨害や5分おきに乱発された退去通告に対して抗議したことを、何と、暴言をはいた」として処分した!四月には、組合事務所での徴収にたいしてすら退去通告がこなわれ、五月は、区長先

頭に助役らが組合事務所に入、その後も四名が組合事務所前にピケをはり、組合費を払いにきた組合員を、現認するぞ」とどうかつを続けた。七月の夏季一時金からの臨時組合費の徴収にたいしても、組合費を集めているまわりを、七名も管理者がとりかこんで、土岐区長にいたっては、「組合費徴収は認めていない!」「(動労千葉の組合員にたいして)あん

たたちがいると職場が暗くなるんだ!ほうら、こんなに暗くなった!暗い暗い(!?)-「お前たち

には退去通告を出すのももったいないくらいだ、本当なら(書面でなく)口頭で充分なくらいだ」

とわめきちらす状態である。

土岐憲法、労働組法を踏み破る

土岐千葉運転区長よ、こんな違法行為をいつまで続けるつもりか!もう一度憲法、労働組合法の次の条文を読み直しなさい。

「憲法二十八条」
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他団体行動をする権利は、これを保障する

「労働組合法一条」
この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること・自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること・及びその手続きを助成することを目的とする

「労働組合法七条」
使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
1. 労働者が労働組合の組合員であること、若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、不利益な取り扱いをすること。
3. 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、

清算事業団中労委はじまる

七月十二日(木)十六時から

清算事業団組合員・JR不採用事件
第一回 中央労働委員会調査

に全力で結集しよう